

## 埼玉学習センター建物の一時使用（有料）申し込み手続きについて

埼玉学習センターでは、一部の講義室等を有料で貸出しております。  
手続きの流れは、下記の通りとなります。

①電話にてご希望の講義室等の空き状況を確認してください。

電話番号：048-650-2611（火～日 9：30～18：00）

②「建物等使用申込書」を記入し、押印の上、以下宛先まで郵送にてご提出ください。

- ・提出は、原則として、**利用希望の一ヶ月前まで**とします。
- ・申込様式は、ホームページからダウンロードのうえ、ご自身でプリントアウトしてください。  
プリントアウトができない場合は、埼玉学習センターにご連絡ください。
- ・申込者の住所、連絡先を封筒裏面に記載するか、メモを入れてください。
- ・企業・団体等の申込みについては、代表者でお申込みいただき、代表者印を押印ください。

【提出先】：〒330-0853 さいたま市大宮区錦町682-2

大宮情報文化センター内 放送大学埼玉学習センター 総務係

③こちらから承諾書と請求書を申込者の住所へ郵送します。

使用料については、1時間未満については切り上げで計算いたしますので、ご了解ください。

④請求書に記載の支払期日までに、使用料をお振込ください。申込日によっては請求書記載の支払期日在使用日当日を越える場合がありますが、その場合は、使用日当日までに、使用料をお振込ください。（振込手数料はご負担いただきます。）

キャンセルがあった場合も、使用料を返金できませんので、ご了承ください。

⑤当日、10階窓口にて鍵の受け渡しを行ってください。

その際、承諾書及び振込が確認できる書類(ATM振込票等)をご提示願います。

机・椅子等を移動した場合は、現状復帰をお願いいたします。

### 【貸出しのできる物品について】

机・イスなどの他に、プロジェクターを貸し出すことができます。

使用を希望する場合は、「建物等使用申込書」の備考欄にその旨を記載ください。

なお、プロジェクターを使用する場合、接続するPCについては当方ではお貸しできません。

**また、使用方法及びPCとの接続テスト等を確認いただくために、事前来所が必要となります。**

【注意】使用目的について下記に該当する場合は貸出しをお断りいたします。

- 一 宗教的又は政治的な活動を目的とするものである場合
- 二 違法又は不当な行為を目的とするものである場合
- 三 その他、センターの運営に支障があると判断された場合

※面接授業実施期間（4月～7月・10月～1月）の**土日**は貸出しが難しい状況です。

また、貸出しができるのはセンターが開所している日（月・祝祭日閉所、臨時閉所あり）・  
時間帯 **（9：30～18：00）**のみとなることをご了承ください。